

佐賀労働局発表
令和5年6月30日(金)

【照会先】佐賀労働局職業安定部

職業安定課長 高橋達人

職業安定課 山田敏彦

0952-32-7216

令和5年度鳥栖市雇用対策協定に基づく事業計画について

～「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち鳥栖」を目指して～

令和4年3月29日に鳥栖市と佐賀労働局が締結した『鳥栖市雇用対策協定』に基づき、令和5年度の事業計画を策定しました。

今年度についても当事業計画に基づき、鳥栖市地域の雇用・労働環境の改善と就労支援の強化を図ってまいります。

(1) 連携協定の趣旨

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「労働施策総合推進法」という。）第31条に基づく雇用対策協定として、国と鳥栖市がそれぞれの強みを發揮し、市が行う地域経済活性化、雇用創出、福祉等の取組と、労働局が行う職業紹介、人材育成、雇用保険、企業への啓発その他の雇用に関する取組を緊密な連携のもと効率的かつ一体的に実施することにより、鳥栖市域経済の活性化に伴う人材の確保・育成、若者、女性、障害者、高齢者、外国人など多様な人材が活躍できる環境整備や職業の安定を図ることとしています。

※労働施策総合推進法（抄）

（国と地方公共団体との連携）

第31条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

(2) 令和5年度事業計画等

令和5年度事業計画及び雇用対策協定書は、別添のとおり。（鳥栖市及び佐賀労働局のホームページにも掲載しております。）



令和5年度鳥栖市雇用対策協定に基づく事業計画（概要）

～「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち鳥栖」を目指して～



鳥栖市と佐賀労働局は、以下を取組を緊密な関連のもとに円滑かつ効果的に実施することにより、鳥栖市の雇用・労働環境の改善と就労支援の強化を図ります。（※具体的な取組内容は主なものを記載）

1 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の就職支援

- 市役所と労働局のHPやSNSを活用した就職支援イベント等の情報発信
- ハローワークインターネットサービスの求職者マイページを通じた求人情報の積極的な提供

2 若者・就職氷河期世代に対する支援

- 新規高等学校卒業者を対象とする求人説明会の共同開催
- 若年者を対象とする合同企業説明会の周知・誘導
- トライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金の活用による就職氷河期世代の正社員採用の促進

3 子育て世代の働きやすい環境づくり

- 児童扶養手当の支給や医療費の助成、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等によるひとり親家庭の経済的安定確保
- ハローワークでの子育て中の女性等を対象とした託児付き就職支援セミナーや保育サービスの説明会の開催

4 障害のある人の自立支援

- 市役所による障害に適した障害福祉サービスの給付、障害福祉サービスの利用計画作成等を行う計画相談支援の給付
- ハローワークの精神障害者雇用トータルソーターによる求職者とのカウンセリング、事業主に対する必要な助言、指導等の実施

5 高齢者の活躍推進

- シルバー人材センターとハローワークが連携した、職場見学会、会社説明会、就職セミナーの開催
- ハローワークの生涯現役支援窓口における就職支援、高年齢求職者のニーズを踏まえた求人の確保・開拓

6 生活困窮者等の自立支援

- 市役所内の就労支援センター（ジョブナビ鳥栖）における市の福祉サービスとの一体的な職業紹介・就労支援
- 市役所の就労支援員によるハローワークやケースワーカーと連携した就労支援

7 多文化共生社会の実現

- 「企業トップクラス同和問題研修会」等を活用した、事業主の労働関係法令等を遵守に向けた周知・啓発
- HPでのやさしい日本語や多言語による日常生活における必要な情報提供、こくさいカフェ等による多様な交流の場、機会の提供

8 商工業の振興に伴う雇用創出・人材確保

- 雇用関係助成金の活用による産業振興・雇用機会拡大
- 企業立地奨励金、雇用奨励金を活用した進出企業の立地促進
- 「鳥栖市産業支援相談室」や創業支援セミナーの開催等による創業に向けた支援や創業後のアフターフォロー

令和5年度

鳥栖市雇用対策協定に基づく事業計画

～「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち鳥栖」を目指して～

鳥 栖 市
佐 賀 労 働 局

目次

第1章 趣旨 ······	1
第2章 多様な人材が活躍するための各種取組	
1 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の就職支援 ······	1
2 若者・就職氷河期世代に対する支援 ······	2
3 子育て世代の働きやすい環境づくり ······	2
4 障害のある人の自立支援 ······	4
5 高齢者の活躍推進 ······	5
6 生活困窮者等の自立支援 ······	5
7 多文化共生社会の実現 ······	6
8 商工業の振興に伴う雇用創出・人材確保 ······	7
第3章 協定に基づく取組に関する目標【令和5年度指標】 ······	8

鳥栖市と佐賀労働局の間で、令和4年3月29日に締結した「鳥栖市雇用対策協定」の第2条に基づき、令和5年度の鳥栖市雇用対策協定に基づく事業計画を次のとおり定める。

第1章 趣旨

鳥栖市は第7次総合計画において、「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖」の実現を目指しており、また、第2期“鳥栖発”創生総合戦略においては、基本目標の一つとして、「鳥栖市における安定した雇用を創出する」ことを施策に掲げている。

これらのことから、鳥栖市（以下「市」という。）と佐賀労働局（以下「労働局」という。）は、市が行う地域経済活性化、雇用創出、福祉等の取組と、労働局が講ずる職業紹介、人材育成、雇用保険、企業への啓発その他の雇用に関する取組が密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、令和5年度の事業計画をまとめ、鳥栖市地域の雇用・労働環境の改善と就労支援の強化を図る。

第2章 多様な人材が活躍するための各種取組

1 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の就職支援

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、経済・社会活動の停滞を抑制し、求職者の就職活動や企業の募集採用活動が円滑に行われるよう、情報技術を活用した支援を推進する。

（共同で実施する取組）

- ・オンラインによる就職支援セミナーや模擬面接、会社説明会を実施する。

（市が実施する取組）

- ・労働局・ハローワークと連携し、労働局・ハローワークが開催する就職支援セミナーや模擬面接などのイベント情報を市公式ホームページ及び、市公式SNSを活用して発信する。

（労働局が実施する取組）

- ・鳥栖市へのUIJターンを希望する求職者に対し、ホームページ等を通じてハローワークの就職支援サービス情報等を発信する。
- ・ハローワークインターネットサービス上で求職者が自ら開設するマイページを通じて求人情報を積極的に提供するとともに、オンラインによる職業相談、職業紹介を推進する。
- ・ハローワーク鳥栖で求人事業所のPR動画を放映し、求職者に対して事業所情報を発信する。
- ・SNS（LINE）を活用し、ハローワーク鳥栖の求人情報や就職支援セミナー情報、市のイベント情報等を発信する（マザーズコーナー）。

2 若者・就職氷河期世代に対する支援

市と労働局は、共同で企業説明会、面談会等を開催し、新卒者、若者、就職氷河期世代等の若年層の就職支援に連携して取り組む。

(共同で実施する取組)

- ・新規高等学校卒業者対象とする求人説明会を開催し、早期就職決定に取り組む。
- ・佐賀労働局主催(若年者地域連携事業)の合同企業説明会の周知・誘導について連携する。

(市が実施する取組)

- ・新規学卒者をはじめとする若年層やUIJターン希望者の市内就職を促進するため、ハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、雇用機会の拡大に取り組む。
- ・特に若年層を中心としたIT人材の育成のため、本市及び本市近隣の学校との連携を深める。

(労働局が実施する取組)

- ・未内定者や未就職卒業生一人一人に寄り添ったマンツーマン支援を実施する。
- ・市内の学校と連携して、学生を対象に職業意識の啓発や就職活動に関する講話をを行う。
- ・若年求職者の課題に応じ、マンツーマンによるきめ細かな職業相談、職業紹介、職業訓練へのあっせんを行い、正社員就職を促進する。
- ・若者の就職活動を支援するためのスタートアップセミナー・応募書類作成支援セミナーを定期的に開催する。
- ・企業にトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の活用を促しながら正社員採用を働きかける。
- ・就職氷河期世代の方を対象とした「短期資格等習得コース事業」を活用し、短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得を支援する。
- ・就職氷河期世代の応募を歓迎する求人を確保し、求職者とのマッチングを図る。
- ・若者を採用・育成し、若者の雇用管理の状況が優秀な中小企業を認定する「ユースエール認定企業制度」の周知を図る。

3 子育て世代の働きやすい環境づくり

市と労働局は、子育てをしながら就職を希望する女性等が安心して活躍できるよう保育情報の提供や就職支援に取り組む。

(共同で実施する取組)

- ・市が実施する幼児教育と保育施設の概要及び保育施設利用申込みに係る説明会を実施する。
- ・市から保育所や子育て支援サービスに関する情報の提供を受け、就職を希望する子育て中の女性等に当該情報を提供する。
- ・ハローワーク鳥栖に配置した就職支援ナビゲーターが、市が実施する就職支援セミナー等の参加者に対して出張相談等を実施する。
- ・児童扶養手当の現況届提出時に地方公共団体にハローワーク鳥栖の臨時相談窓口の設置等を行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施する。

(市が実施する取組)

- ・ワーク・ライフ・バランスの啓発に努める。
- ・男女がともに、自分の能力を活かし働き続けられるよう、仕事と家庭の両立を支援し、女性が十分に能力を発揮できる環境整備を図る。
- ・児童扶養手当の支給や医療費の助成、就職支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業などを実施し、ひとり親家庭の経済的安定を図る。
- ・ハローワーク等と連携して女性のための就職支援セミナーを開催する。
- ・とす男女共同参画市民実行委員会と連携して、女性のためのぷち起業セミナーを開催する。
- ・佐賀労働局と連携し、ひとり親家庭などの求職者へ就業相談、求人情報提供、就職活動に必要なサービスの提供により就職を支援する。

(労働局が実施する取組)

- ・市と連携して、子育て中の女性等を対象に託児付き就職支援セミナー（マザーズセミナー）や保育サービス説明会を実施する。
(セミナ一年3回予定・保育サービス説明会年1回予定)
- ・育児と仕事の両立に理解がある事業所の情報を収集し、当該事業所の求人と求職者とのマッチングを図る。
- ・マンツーマンによるによるきめ細やかな職業相談・職業紹介、職業訓練のあっせん等の就職支援を行う。
- ・SNS（LINE）を活用し、ハローワーク鳥栖の求人情報や就職支援セミナー情報、市のイベント情報等を発信する（マザーズコーナー）。（再掲）

- ・教育訓練給付等を活用したリカレント教育など学び直しを支援する。
- ・女性を雇用する事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金などの助成金制度の周知を図る。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」の認定制度（くるみん認定制度）及び女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定制度」の周知を図る。

4 障害のある人の自立支援

市と労働局は、チーム支援等を通じ、連携して障害者の就職・就労支援及び生活支援を行い、障害者の生活の安定を図る。

(共同して実施する取組)

- ・障害者の就職・就労支援及び生活支援を実施する支援機関と連携しながらマンツーマンによる職業相談・職業紹介を行うとともに、就職後の定着支援等を実施する。

(市が実施する取組)

- ・地域生活と就労を進め、自立を支援するためにそれぞれの障害に適した障害福祉サービスの給付及び障害福祉サービスの利用計画作成等を行う計画相談支援の給付を行う。
- ・障害者（児）が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態で事業を実施し、社会参加の促進を図る。
- ・障害者雇用に関わる各種助成、支援制度等の広報・啓発、障害者トライアル雇用や短時間就労などの事業主等への理解の促進を図る。
- ・就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障害者に対する能力向上と就職への支援を促進する。
- ・鳥栖・三養基地域自立支援協議会の就労支援部会において、ハローワーク等と連携して、企業や関係機関とのネットワークのさらなる充実に努める。
- ・就労定着支援（障害福祉サービス）の普及・啓発を行い、積極的な活用による障害者の職場定着の促進を図る。
- ・庁内各部署において、障害者就労施設等への物品や役務の発注拡大に努める。

(労働局が実施する取組)

- ・ハローワーク鳥栖に配置する精神障害者雇用トータルサポーターが、求職者とのカウンセリングや事業主に対する必要な助言、指導等を行う。
- ・企業で働く一般労働者を対象とした精神・発達障害に関する理解促進のための「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（出前講座含む）」を実施する。

- ・令和6年4年より障害者法定雇用率が段階的に引き上げられるとともに、令和7年4月に除外率が10ポイント引下げられる予定であることについて、管内企業に対して周知を行う。
- ・障害者を一人も雇用していない企業や新たに雇用義務が生じた障害者雇用に係るノウハウを有さない企業等を重点とした雇用管理指導を実施する。
- ・特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）を活用した雇用の拡大を企業に働きかける。
- ・障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の周知に努め、鳥栖市初となる認定事業主を認定できるよう市内の事業所に働きかける。

5 高齢者の活躍推進

市と労働局は、相互に雇用・生活関連情報を共有し、連携を図りながら高年齢者の就職支援や活躍促進に取り組む。

（共同して実施する取組）

- ・「生涯現役社会」実現のための65歳以上への定年の引き上げや66歳以上への継続雇用延長に向けて、周知・啓発を行う。
- ・シルバー人材センターとハローワーク鳥栖が連携し、職場見学会、会社説明会、高年齢者を対象とした就職セミナーを開催し、早期再就職を支援する。
- ・全求職者の1／4程度を占めている60歳以上の高年齢求職者を対象に、「シニアのための会社説明会・面接会」を開催する。（年4回開催予定）

（市が実施する取組）

- ・シルバー人材センター運営への支援を行うことにより、高齢者の就労の促進を図る。

（労働局が実施する取組）

- ・ハローワーク鳥栖の「生涯現役支援窓口」に配置する就労・生活支援アドバイザーがマンツーマンによるきめ細やかな職業相談・職業紹介、職業訓練のあっせんを行う。また、窓口で把握した高年齢求職者のニーズを踏まえた求人の確保・開拓を行う。
- ・「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」、「65歳超雇用推進助成金」を活用した高年齢者の積極的雇用を企業に働きかける。

6 生活困窮者等の自立支援

市と労働局は、生活保護受給者等の生活困窮者に対する市の福祉サービスと国の就労支援を一体的に実施し、生活困窮者の円滑な自立支援に取り組む。

(共同して実施する取組)

- ・市と労働局が共同で市役所内に設置している就労支援センター（通称「ジョブナビ鳥栖」）において、市が行う福祉サービスと一体的に職業紹介・就労支援を行う。
- ・ジョブナビ鳥栖に配置している就職支援ナビゲーターが、生活困窮者の就職、就労に向けたマンツーマン支援を行う。
- ・児童扶養手当の現況届提出時に地方公共団体にハローワークの臨時相談窓口の設置等を行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施する。（再掲）

(市が実施する取組)

- ・就労支援員を配置し、ハローワークやケースワーカーと連携を図り、適切な就労支援を実施する。
- ・「鳥栖市生活自立支援センター」を設置し、生活保護に至る前の段階で自立支援策を強化する。

(労働局が実施する取組)

- ・特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、生活保護受給者等雇用開発コース）を活用した積極的雇用を企業に働きかける。

7 多文化共生社会の実現

市と労働局は、相互に連携を図りながら、特定技能外国人をはじめとする外国人労働者が安心して就労・生活できるよう、適切な雇用管理の改善・環境整備、就労の確保等に関する啓発、支援を行う。

(共同して実施する取組)

- ・市の協力を得て開催している「企業トップクラス同和問題研修会」等を活用し、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保を図るため、事業主が労働関係法令等を遵守するよう関係機関とも連携して周知・啓発を行う。
- ・鳥栖市人権擁護審議会にハローワーク鳥栖が参画し、市における外国人の人権問題への取組を支援する。

(市が実施する取組)

- ・外国人住民のため、ホームページにやさしい日本語や多言語による日常生活における必要な情報の提供に努め、こくさいカフェなどの外国人との多様な交流の場・機会の提供を図り、国際理解の推進に努める。また、生活者としての外国人住民に対して、日本語や日本の文化、ルール、風習などを学ぶ場を提供する。

(労働局が実施する取組)

- ・ハローワーク鳥栖に就職支援コーディネーターを配置し、関係機関等との連携の下、外国人雇用状況届出制度の適正な運用に関する指導、啓発を行う。
- ・外国人の適正な雇用管理を図るため、外国人を雇用している事業所を訪問し、雇用の実態等を把握し、外国人がその有する能力を有効に発揮できる職場環境の確保に向けた助言等を行う。

8 商工業の振興に伴う雇用創出・人材確保

市と労働局は、誘致企業の人材確保等を支援するため、連携して各種助成金制度の周知や会社説明会等を通じた求職者とのマッチングに取り組む。

(共同して実施する取組)

- ・企業の人材確保及び求職者の就職促進を図るため、共同で「合同企業説明会・面接会」を開催する。
- ・市が実施する「鳥栖市立地企業交流会」において、ハローワーク鳥栖は地域の労働市場情報、求職者の動向、地場賃金情報、各種助成金制度等の情報提供を行う。
- ・市が実施する産業振興及び雇用機会の拡大の取り組みを進めるため、各種助成金（産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース※）、人材開発支援助成金（人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース）、キャリアアップ助成金（正社員化コース）、特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成）等）の活用を地域内の企業に働きかける。

※本助成金は、中小企業庁の「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を受け、一定の期間中に専門的な知識を有する者を年収350万円以上で雇い入れた場合に助成する制度。このため、「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を受けた事業主に対して産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）の活用を働きかけることを想定。

(市が実施する取組)

- ・企業立地奨励金や雇用奨励金の奨励制度を活用して、新たに進出を検討する企業の鳥栖市への立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図る。

- ・新規学卒者をはじめとする若年層やUIJターン希望者の市内就職を促進するため、ハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、雇用機会の拡大に取り組む。
- ・市内で創業しやすい環境をつくるため、ワンストップ窓口「鳥栖市産業支援相談室」の設置や創業支援セミナーの開催等により、創業に向けた支援や創業後のアフターフォローを行う。

(労働局が実施する取組)

- ・鳥栖市商工会議所が実施する会員企業との意見交換会において、雇用情勢や雇用関連制度の動向等について周知を行う。
- ・誘致企業への求人開拓を実施し、求人を確保のうえ、求職者とのマッチング支援を行う。
- ・各種助成金の活用を促しながら、誘致企業が行う人材育成や地域企業の事業再構築を支援する。

第3章 協定に基づく取組に関する目標【令和5年度指標】

- 若者・就職氷河期世代に対する支援
 - ・ハローワークの職業紹介により正社員に結びついたフリーター等の件数 225 件
 - ・ハローワークの職業紹介により正社員に結びついた就職氷河期世代の件数 270 件
- 子育て世代の働きやすい環境づくり
 - ・マザーズコーナーにおける担当者制による就職支援をうけた重点支援対象の就職率 95.1%
- 障害のある人の自立支援
 - ・障害者の就職件数 200 件
 - ・障害者就業・生活支援センターにおける支援対象者の就職率 80.5%(※)・定着率 75.0%(※)（下線（※）は令和4年の目標値）
 - ・障害者自立支援給付事業利用者数 15,300 人/年（見込み）
 - ・一般就労移行者数、就労移行支援事業利用者数 21 人（見込み）
 - ・就労定着支援の利用者数 10 人
 - ・就労定着率 8割以上の就労定着支援事業者数 2 か所
- 高齢者の活躍推進
 - ・生涯現役支援窓口での 65 歳以上の就職件数 100 件
- 生活困窮者等の自立支援
 - ・生活保護受給者等の就職率 64.6%
 - ・ジョブナビ鳥栖における紹介就職率 38.5%
 - ・就労可能被保護者のうち就労した（就労中含む）被保護者の割合 70.0%
- 多文化共生社会の実現
 - ・外国人雇用事業所訪問指導件数 34 件
- 商工業の振興に伴う雇用創出・人材確保
 - ・立地企業の新規雇用者数 142 人
 - ・鳥栖ビズ相談件数 430 件